

○浜田市建築計画概要書等閲覧規則

平成17年10月1日

規則第188号

改正 平成26年3月31日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第11条の4第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する書類（以下「概要書等」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

(閲覧所)

第2条 概要書等を閲覧に供する場所（以下「閲覧所」という。）は、都市建設部建築住宅課に設置する。

(平26規則14・一部改正)

(閲覧時間)

第3条 概要書等の閲覧時間は、午前8時30分から午後5時までとする。

(定期休日)

第4条 閲覧所の定期休日は、浜田市の休日を定める条例（平成17年浜田市条例第2号）に定める休日とする。

(臨時休日等)

第5条 市長は、概要書等の整理その他必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、あらかじめその旨を閲覧所に掲示する。

(閲覧手続)

第6条 概要書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧申込簿に住所、氏名その他必要な事項を記入し、市長の承認を受けなければならない。

(概要書等の持出禁止)

第7条 概要書等は、閲覧所以外に持ち出してはならない。

(閲覧の停止等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、概要書等の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者
- (2) 概要書等を汚損し、若しくは損傷し、又はこれらの行為をするおそれがあると認められる者
- (3) 閲覧所において、他人に迷惑を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の浜田市建築計画概要書等閲覧規則（平成10年浜田市規則第3号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月31日規則第14号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。